

認定要件2 『短期間の過重業務』

「発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したこと」とは？



特に過重な業務

日常業務（通常の所定労働時間内の所定業務内容をいいます。）に比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせたと客観的に認められる仕事をいいます。



評価期間

発症前おおむね1週間



過重負荷の有無の判断

特に過重な業務に就労したと認められるか否かについては、業務量、業務内容、作業環境等**具体的な負荷要因**を考慮し、**同僚労働者又は同種労働者**（以下「**同僚等**」といいます。）にとっても、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断します。

同僚等 ⇒ 脳・心臓疾患を発症した労働者と同程度の年齢、経験等を有する健康な状態にある者のほか、基礎疾患を有していたとしても日常業務を支障なく遂行できる者をいいます。

【業務と発症との時間的関連性】

業務と発症との時間的関連性を考慮して、

- ① 発症直前から前日までの間の業務が特に過重であるか否か
- ② 発症直前から前日までの間の業務が特に過重であると認められない場合であっても、発症前おおむね1週間以内に過重な業務が継続している場合には、業務と発症との関連性があると考えられるので、この間の業務が特に過重であるか否か

を判断します。

【具体的な負荷要因】

- | | |
|-------------|--------------------|
| a 労働時間 | e 交替制勤務・深夜勤務 |
| b 不規則な勤務 | f 作業環境（温度環境・騒音・時差） |
| c 拘束時間の長い勤務 | g 精神的緊張を伴う業務 |
| d 出張の多い業務 | |

負荷の程度を評価する視点は8ページの表1及び9ページの表2のとおりです。